

7番 畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

一つ目に役場職員の人材育成について伺います。

近年、役場内で若年層の中途退職が増加していると認識しているのですが、これに対しての調査や対策が必要と考えます。今後において、若年層職員の定着率を向上させるため以下の考えをお聞かせください。

まず現状把握として、近年においての中途退職者数とその理由についての調査等が行われているかお伺いします。また、若年層の職員が抱える課題についてどのように捉え、職場として職員に対しどのように、フィードバックしているのか伺います。

そして、対策の現状について、現在において若年・中堅層職員の定着率を向上させるため実施している取り組みはあるのか、また、キャリアアップ支援、労働環境の改善、人間関係のサポート、待遇の見直しなどについての具体策が講じられているか。町長の所見を伺います。

さらに、職員が安定して働き続けられる環境づくりや、役場でのキャリアに魅力を感じるための取り組みとして、どのような追加的な施策が有効と考えられるか、また、中途退

職を防止するための具体的なステップとして今後予定している施策等あれば、併せて伺います。

次に猛暑対策について伺います。

昨今の異常気象により、猛暑の影響が深刻化しています。特に高齢者や子ども、屋外で働く方々への影響も懸念されます。

そこで、「クーリングシェルター」の開設について、耳にしたところではありますが、設置基準・設置場所等についてお伺いいたします。そのほかに、現在、猛暑に対する取り組みとしてどのような対策を講じているのか、また、今後さらに強化すべき点についての見解をお聞かせください。

また、学校施設内の猛暑対策について伺います。普通教室へのエアコン設置は早い段階で終了していると認識しておりますが、通常学級及び特別支援学級のエアコン設置は全教室に設置させているか、改めてお伺いします。併せて、音楽室、理科室、家庭科室などの特別教室へのエアコン設置状況、屋内運動場へのエアコン設置についても、検討する必要があると思いますが、その状況についてお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。

7番 畠山 昌典 議員の御質問にお答えします。

はじめに、20代から30代の若手職員の退職者は、直近5年間で毎年5名ほどとなっております。

主な退職理由としましては、結婚・出産等によるライフステージの変化に伴うものや、人生のステップアップとして新たな業種へ挑戦するための退職が理由と伺っております。

近年の若い方々の働き方に対する意識・価値観の変化により、「安定」や「社会貢献」だけでなく「やりがい」あるいは「ワークライフバランス」といった要素がキャリア選択の重要な基準となっており、転職へのイメージも時代とともに前向きに捉えられてきておりますので、各所属において定期的に面談を行い、職員一人ひとりとのコミュニケーションを重要視しているところであります。

定着率の向上に向けた取組につきましては、これまで若手職員の育成に当たっては、各課の様々な業務を経験させる「ジョブローテーション」を基本としておりますが、今後においては、業務分野を特定するなど、本人が思い描くキャリアアップに結び付けられるような手法についても、検討してまいりたいと考えております。

併せて、職員のキャリアアップ支援の一環として、昇任等のステップアップに係るモデルケースを例示するなど、よりイメージしやすくするための方策についても検討し

てまいります。

人間関係のサポートとしましては「メンターメンティー制度」を導入し、先輩職員から気軽にアドバイスを受け、相談できるような体制を構築しております。

また、労働環境の改善や、待遇の見直しについては、人事院勧告に応じた給与の増改定を実施しているほか、夏季休暇の付与日数の増、年次休暇の取得単位の見直し、男性育休制度の充実等、ワークライフバランスの向上につながる改善を行っているところであります。

魅力ある安定した職場の環境づくりとしましては、業務の効率化・DX化はもちろんのこと、職員一人ひとりの成長、さらに、業務担当グループのパフォーマンス向上には、職員育成の要となる管理職の能力向上も重要であります。

このことから、新任の管理職には、昇任後すぐにマネジメントスキルを始めとした、管理職に必須の研修を実施しておりますが、働きやすい職場環境の実現が、若手職員の育成・定着を図る上で重要なことから、組織全体で人を育てる職場づくりに取り組んでまいります。

次に、クーリングシェルターについてであります。熱中症特別警戒情報が発表された際に、暑さをしのぐために開放する施設として、気候変動適応法に基づき、指定することができるものとされております。

設置基準としましては、適当な冷房設備を有すること、住民その他の者に開放することができること、必要かつ適切な空間を確保することの3点が、法に規定されているものであります。

現在の設置場所につきましては、役場本庁舎、岩泉町民会館、小川生活改善センター、大川基幹集落センター、小本観光センター、安家支所、有芸生活改善センターの7か所となっております。

猛暑に対する取組につきましては、行政無線を活用した注意喚起を行うとともに、「ピーちゃんねっと」や「LINE」を活用した注意喚起も実施しております。

また、本年7月には、熱中症警戒情報や、熱中症特別警戒情報の発表時における各課の役割分担を定め、当該情報が発表された際には、迅速な注意喚起、情報伝達等の対応が可能となるよう、体制を構築したところであります。

今後におきましても、熱中症は後遺症や合併症など、人体に重大な影響を及ぼす可能性がありますことから、関係機関や団体とも連携を図りながら、特にリスクの高い高齢者を中心に、引き続き予防対策の周知を強化するとともに、クーリングシェルの適切な運用を行ってまいります。

なお、学校施設の猛暑対策につきましては、教育長から答弁申し上げます。

教育長答弁

学校施設での猛暑対策の実施状況についてであります
が、現在のエアコンの設置状況は、令和元年度に国の交付
金事業を活用し、小学校4校、中学校3校の通常学級の普
通教室、特別支援学級教室に設置したほか、保健室、職員
室、校長室につきましても、同時期に設置しております。

また、特別教室につきましては、令和6年度に、各学校
に対し要望調査を実施し、本年度に小学校1校1教室、中
学校2校2教室にエアコンを設置したところであり、す
でに設置済みの1教室を含め、現在、各小中学校の特別教
室64教室中、4教室に設置済みであります。

しかしながら、依然として、特別教室へのエアコン設置
率は低い状況であることから、国庫補助事業等による予
算確保に努め、計画的に特別教室の良好な学習環境の整
備に努めてまいりたいと考えております。

次に、屋内運動場へのエアコン設置につきましては、現
在、設置している箇所はありませんが、昨今の猛暑の状況
を鑑みますと、教育活動はもとより、夏場の避難所運営な
どにも欠かせないものと認識しておりますので、国の交
付金等の補助メニューを注視するとともに、低コストで
の事業実施事例等の情報収集に努め、事業導入への研究
を進めてまいります。

一方では、昨今の地球規模での温暖化、猛暑化、酷暑に

対応し、全国的には 8 月いっぱいまで夏休みに設定している自治体が増えてきております。

県内でも、県南、県央ではすでに導入しており、宮古地域においても、宮古市、山田町で実施している状況にあります。

暑い時期に、校庭や体育館で体育の授業を実施し、熱中症のリスクを高めるより、児童生徒にとって安全安心な環境での授業が望ましいと考えており、これから各小中学校の校長先生方と熟議を通し、保護者の御意見も伺いながら、方向性を定めてまいります。

以上で答弁を終わります。